

[illegible]

2 ページ

裏面へ

注釈の一覧 第5回添削済答案①（行政法）.pdf

ページ
:1

☐	番号 :1	日付 :2024/05/14 12:22:42
	番号 :2 作成者 :mesek タイトル :ノート注釈	日付 :2024/03/29 14:17:01
	「処分」が別であることも指摘してもらえれば良かったと思います。	
	番号 :3 作成者 :mesek タイトル :ノート注釈	日付 :2024/03/29 14:29:53
	15条の14はどう考えますか。	
	番号 :4 作成者 :mesek タイトル :ノート注釈	日付 :2024/03/29 14:28:33
	ここで、目的（1条）に触れる理由は？ 観点は良いと思うのですが、意義を書ききってください。	

ページ 2

番号 : 1 作成者 : mesek タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/03/29 14:34:00
設問 2 (1) もですが、主張、反論に拘り過ぎな気がします。
問題文上、そこまで求められていないと思いました。

番号 : 2 作成者 : mesek タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/03/29 14:35:37
(2)は抽象的に言っているだけです、本問に即して回答下さい。

番号 : 3 作成者 : mesek タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/03/29 14:30:40
と解する。

番号 : 4 作成者 : mesek タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/03/29 14:34:58
(1)(2)(3)の項立ての関係がよく分かりませんでした。

番号 : 5 作成者 : mesek タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/03/29 14:33:20
??逆では。
争点訴訟には、無効確認訴訟の判決と異なり、判決に拘束力が認められないこと

5 ページ

※解答は左ページから書き始めてください。

- 番号 : 1 作成者 : mesek タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/03/29 14:43:58
これは、判断過程審査ではないと整理しています。
- 番号 : 2 作成者 : mesek タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/03/29 14:37:55
上で、誰が判断するのが適切かがポイントだと言っていることに、対応していない話になっていません。
- 番号 : 3 作成者 : mesek タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/03/29 14:42:45
この文章の意義が分らないです。
人が少ないことがその地域の特性を反映した判断がなされるべきことに繋がると言っていると思うのですが、論理が繋がりますか。
- 番号 : 4 作成者 : mesek タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/03/29 14:44:26
勉強しているのは分かるのですが、抽象論に終始していると思っています。【危険です】
相談しましょう。